

# 別海町立上春別中学校いじめ防止基本方針

平成25年12月策定

平成30年4月改定

令和8年4月改定

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

当該生徒が在籍する学校において、「当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

- ①いじめはいかなる理由があっても行わない・認めないという姿勢で対応します。
- ②いじめ問題に対しては、被害者の立場を最も尊重して指導を行います。
- ③いじめ問題に対しては、学校いじめ対策組織で対応します。
- ④いじめ問題に対して学校は、保護者、教育委員会、その他関係機関と連携しながら対応します。

### (3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害生徒と加害生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により判断します。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（おもに3か月程度）継続していること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

## 2 学校におけるいじめ防止等の組織

いじめの防止対策を継続的・組織的に行うため、学校内におけるいじめ防止対策組織として次の校内組織を設置し、学校経営計画に位置付け記載する。

### (1) 生徒指導委員会の設置

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 生徒指導委員会は次の活動を行う。

- ①教職員間での情報交換及び共通理解（生徒理解交流）
- ②いじめ防止に向けた「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組に関すること
- ③いじめに関する調査や解消に向けた判断に関すること
- ④いじめについての理解と啓発に関すること

### 3 いじめ未然防止のための取組

#### (1) 学級経営・各教科等における授業の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「生活アンケート」や「ほっと」結果を生かしたりして、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 年3回のいじめアンケートを活用する。

#### (2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心等を育てる。

#### (3) 相談体制の整備

- 「ほっと」結果の考察と対応策について研修を深め、共通理解を図る。
- 「生活アンケート」後に教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。
- 定期的みでなく、日常的な教育相談の充実に努める。

#### (4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。(特に小学生との連携も含めて)

#### (5) ネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校生徒のネットに関する情報機器等の使用状況と現状把握に努めるとともに、生徒にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

#### (6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 小学校や高校と情報交換や交流学习を行う。(町の生徒指導連絡協議会の活用)

#### (7) 生徒会活動の充実を通して円滑な人間関係を構築する

- 「NOの取り組み」や全校集会・スピーチ集会等を通して、自治活動の意識を高める。

### 4 いじめ早期発見のための取組

#### (1) 保護者や地域、関係機関との連携

生徒、保護者、地域の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、教育委員会等の関係諸機関と連携を図る。

#### (2) 学期ごとの「生活アンケート」の実施

学期ごとに、「生活アンケート」を実施する。また、「生活アンケート」をもとに、一人一人の生徒と直接話をして、思いや悩みをくみ取る。

#### (3) 個人カルテの作成と活用

「ほっと」結果や教育相談・気がついたことなどを個々の生徒のファイルに記入して、生徒理解研修等で活用する。

#### (4) 生徒観察と触れ合いの重視

生徒の休み時間や放課後の課外活動の中で生徒の様子に目を配ったり、触れ合う中で交友関係や悩みを把握したりする。

## (5) 生徒会を活用した早期発見・予防の取り組み

生徒会執行部を中心に、公約の実現を果たすよう、「挨拶運動」や「生徒会企画」などの充実を通じた生徒の「絆づくり・居場所づくり」等の生徒間・生徒と教師間の人間関係づくりを推進し、いじめのない学校づくりを目指す。

## 5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、事実確認を行い、いじめとして認知した際には、速やかに管理職に報告する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、教育委員会の指示を受けながら、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめを直ちにやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処するとともに、当該生徒の出席停止等を含めた対応について、協議する。
- (7) PTA役員(三役)に対して、必要な情報提供し、噂等が広がらないよう協力を求める。
- (8) 教職員にも守秘義務について、周知するとともに、原則、外部からの窓口を教頭に一本化し、個人情報等に関する事項が、外部に漏れないよう徹底する。

## 7 重大事態への対処

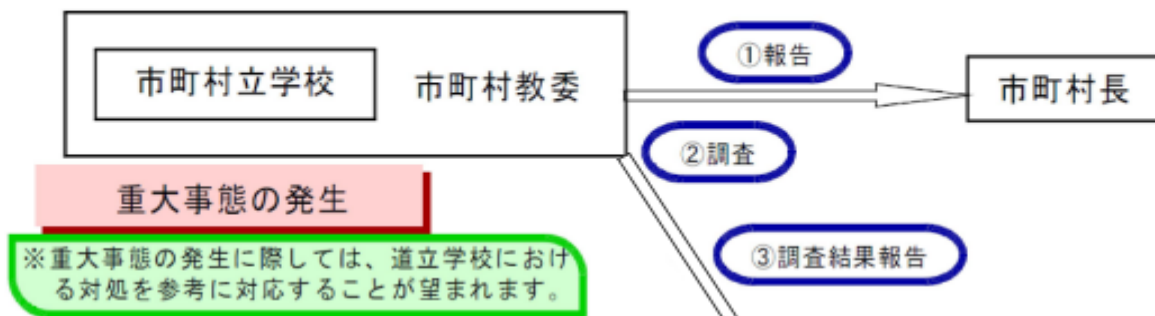
### (1) 重大事態の定義

- ①いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合  
(「いじめ防止対策推進法」より)

### (2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- ②事実解明については、時系列で、確認された事実と推測は別にまとめて、管理職が中心になって調査を進める。
- ③教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ④上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ⑤上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

○ 重大事態の発生と調査



○ 市町村長による再調査



※北海道いじめ防止基本方針（平成26年8月／令和5年3月改定）より抜粋